第8回半田市議会定例会 総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、9月5日、午前9時30分から、 委員会室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果を ご報告申し上げます。

初めに、議案第61号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明 の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、 可と認めることに決定しました。

次に、議案第64号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

この度の病院建設費にかかる補正予算は、自己資金で賄うことを検討したうえで、 借金となる企業債を発行し、実施するということなのか。企業債が膨らむことについては、 対応が可能であるのか。とに対し、

自己資金のみでは、対応することが困難であるため、費用を平準化すべく企業債を 発行するものです。病院経営に対するシミュレーションを行い、経営上、問題がないことを 確認しています。とのこと。

企業債の償還期間は、どのくらいなのか。とに対し、

償却年数により異なりますが、建物本体は30年です。とのこと。

病院に向かう歩道は坂道となっているが、道路改良工事を行うことにより、自転車で 通院される方にとって、人にやさしい道づくりとなるのか。とに対し、

病院に向かう歩道は、現在の道路勾配と同程度になるように設計されており、病院 敷地内においても歩道と同程度の勾配で計画しています。とのこと。

道路改良工事について、この時期に予算の補正を行う理由は何か。とに対し、

新病院建設工事に伴う工程と道路改良工事に伴う工程を調整し、金銭面を含め 総合的に検討した結果、一般会計から受託し、早期発注することにメリットが生じると 判断したことによるものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第65号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

国の法律より緩和した部分はあるか。とに対し、

国で定められたとおりの内容で改正するものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。